

秋田市結婚新生活支援事業補助金 申請方法

要件や様式は
秋田市HPIに
掲載しています。



① HP等より、対象世帯の要件を満たすか、および対象費用に該当するものがあるか、確認してください。

② 対象費用を支払った後に申請ができます。申請期間内に申請できるか確認してください。

申請期間: 令和8年7月1日(水)から令和9年3月15日(月)まで

※予算が上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、早めの申請をお願いします。

※申請が令和9年1月以降となる場合は、令和8年12月28日(月)まで事前相談をしてください。
(事前相談をされたかたの受付を優先させていただく場合があります。)

③ 補助上限額を確認してください。

1世帯あたり30万円を上限に補助します。

ただし、婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯あたり60万円を上限に補助します。

④ 申請する場合は、裏面の「必要書類」をご用意ください。

※書類についてご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

⑤ 書類の用意ができましたら、申請期間内に子ども総務課窓口、郵送またはメールにてご提出ください。

【窓口】

受付場所: 秋田市役所子ども未来部子ども総務課(本庁舎2階 柱番号2-8)

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日および年末年始を除く)

【郵送】 ※令和9年3月15日(月)必着

送付先: 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市子ども未来部子ども総務課 総務担当 宛

【メール】 ※アドレスはすべて半角文字です。

送付先: ro-chbs@city.akita.lg.jp

※確認のためメールを送信したことをお電話でお知らせください。

※メールの件名は次のようにしてください。⇒「秋田市結婚新生活支援事業補助金(申請者名)」

⑥ 審査には2週間程度かかります。不足書類や不備がある場合は、追加提出・修正についてご連絡します。

⑦ 審査結果(交付決定通知書・不交付決定通知書)は、申請書類に記載のアドレス宛てにメールで送付します。

⑧ 交付決定通知書とあわせて送付する請求書とアンケート用紙に必要事項を入力し、子ども総務課へ提出してください。

※申請書類と同様に窓口、郵送、またはメールでご提出ください。

⑨ 請求書の提出から3週間後(目安)、請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

【申請・問合せ先】

秋田市子ども未来部子ども総務課総務担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(本庁舎2階 柱番号2-8)

☎ : 018-888-5687 メール: ro-chbs@city.akita.lg.jp



■必要書類

令和8年度 新婚世帯

No.	対象者	必要書類	注意事項
1	全員	秋田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)	記載例を参考にご記入ください。
2	全員	婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本(写し可)	婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した市区町村に請求してください。 戸籍謄本は本籍地の市区町村に請求してください。
3	全員	夫婦両方の令和8年度(令和7年分)所得証明書(写し可)	令和8年1月1日時点で居住していた市区町村に請求してください。 ※No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項 上から1段目に同意する方は、省略することができます。
4	全員	同意書兼誓約書(様式第3号)	記載例を参考にご記入ください。
5	全員	講座受講等に関する申告書兼誓約書(様式第4号)	記載例を参考に、申請年度内に実施したものについてご記入ください。 (講座の準備が間に合わない場合は、講座受講の制約をもって要件を満たすものとします。) 講座の受講修了証や医療機関等の領収書など、受講等が確認できる書類の写しを添付してください。
6	賃借	住居の賃貸借契約書の写し	契約締結日、契約物件名(所在地)、対象経費の金額、支払方法、入居者一覧、貸主・借主が確認できる部分をコピーしてください。
7	全員	対象費用の領収書の写し	支払者の氏名、金額、支払内容、支払日(領収日)、支払先が記載されていることが必要です。 ※不動産会社等で領収書が発行できない場合、以下①+②の書類も可。 ①:金額の内訳がわかる書類(請求書等。他の提出書類で金額が確認できる場合は不要) ②:通帳の写し(入出金状況が確認できるページと口座名義が確認できるページ)やクレジットカード利用明細書の写し(支払者の氏名、金額、支払内容、カード利用日が記載されているもの)。なお、Web明細を利用している場合は、同内容を満たすよう印刷してください。
8	賃借	夫婦両方の住宅手当支給証明書(様式第2号)または給与明細書(写し)	申請する家賃の対象月に所得があった場合は、住宅手当を受け取っていない場合や、申請時点で無職の場合でも提出が必要です。 ※例として、令和8年5～7月の家賃を申請する場合は、令和8年5～7月分の住宅手当の支給状況を証明した住宅手当支給証明書(様式第2号)、または令和8年5～7月分の給与明細書を提出してください。 【申請する家賃の支払日以前に退職しており、無職の場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から7段目に勤務先と退職日を記入し、チェックを入れてください。 【自営業の場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から8段目にチェックを入れてください。 【一度も就労した事が無い場合】 →提出不要です。ただし、No.4「同意書兼誓約書(様式第3号)」の誓約事項、上から9段目に「就労した事はありません」と記入し、チェックを入れてください。

※以下は該当者のみ

No.	対象者	必要書類
9	夫婦の所得の合計金額が500万円以上で、貸与型奨学金を返済している場合	令和7年中に返済した貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(奨学金返還証明書など) ※証明書の提出が難しい場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日、支払者、支払額が確認できるものをご提出ください。
10	社宅などの場合	勤務先が契約していることが確認できる書類(賃貸借契約書等の写し) +申請者が賃料相当を勤務先に対して支払っていることが確認できる書類(給与明細書等の写し)

※No.1、4、5、8の様式は秋田市HPからダウンロードできます。